

事業名：住宅の借上げ

1 概要

住宅の借上げは、助成対象事業者が若手従業員の採用・定着を目的として、共同住宅の一室等を借り上げ、若手従業員に新たに提供する事業をいう。

2 助成対象となる事業の要件

- (1) 助成対象事業者が借り上げる住宅であること。
- (2) 住宅の借上げに係る各費用の全部又は一部（各費用につき50%以上）を助成対象事業者が負担していること。
- (3) 助成対象事業者の従業員のうち、下記の要件全てを満たす者を対象とする住宅であること。
 - ア 都内事業所に勤務する若手従業員であること
 - イ 月16日以上勤務する従業員であること
 - ウ 代表者の親族等でないこと
- (4) 借上げ住宅は、助成対象事業者の都内の事業所まで、新幹線鉄道等の特別急行列車等を使用せずに通常の通勤経路及び方法により通勤するものとした場合の片道が原則1時間半以内であること。
- (5) 借上げ住宅は、助成対象事業者及びその関連企業が所有する不動産でないこと。
- (6) 社宅規程を設け、利用対象従業員の要件及び費用負担について明記していること。

なお、利用対象従業員の要件に上記（3）ア又はイを明記しない場合は、借上げ住宅の利用状況を毎月把握し、報告書にまとめること。
- (7) 上記（3）の要件に該当する従業員の入居前の空室期間又は退去後の空室期間が発生するときは、その期間内に若手人材に対する借上げ住宅の活用促進に向けた取組（若手人材の採用活動におけるPR及び社内周知等）を行った場合、それぞれ最大3か月分に限り対象とする。
- (8) 事前エントリー日から起算して1年前の日から本文第16条第1項及び第4項の規定による支給申請日まで継続して助成対象事業者が借り上げる従業員用の住宅がなく、かつ、当該支給決定日以後に新たに賃貸借契約を締結するものであること。ただし、助成対象期間が1年を超える場合において、1年目の支給決定日以後又は2年目の支給決定日以後に、それぞれ本助成金の助成対象事業として借り上げた住宅については、この限りでない。

事業名：食事等の提供

1 概要

食事等の提供は、助成対象事業者が若手従業員の採用・定着を目的として、従業員のために継続的かつ定期的に食事等を新たに提供する事業をいう。なお、新たな提供とは、別途募集要項で定める分類に基づき、同じ分類に属さないサービスを提供することをいう。

2 助成対象となる事業の要件

- (1) 助成対象事業者が従業員のために、継続的かつ定期的に食事等を新たに提供し（以下「食事等の提供」という。）、その各費用の全部又は一部（各費用につき50%以上）を助成対象事業者が負担していること。
- (2) 若手従業員の採用・定着を目的として行われるものであること。
- (3) 食事等の提供をする場所は、助成対象事業者の都内事業所（屋内）とし、都内の事業所に勤務する従業員を対象とすること。
- (4) 助成対象事業者が食事等を手配して提供するものであること（食事手当や食事バウチャー、クーポン等の金券類の提供などは助成対象外）。
- (5) 事前エントリー日から起算して1年前の日から本文第16条第1項及び第4項の規定による支給申請日まで継続して都内事業所で行っておらず、かつ、当該支給決定日以後に新たに食事等の提供に係るサービス提供事業者と契約を締結するものであること。ただし、助成対象期間が1年を超える場合において、1年目の支給決定日以後又は2年目の支給決定日以後に、それぞれ本助成金の助成対象事業として契約中のサービスについては、この限りでない。
- (6) 設備等を導入する場合は、配線設備や給排水設備の新設・撤去等、大規模な建築工事を伴わずに導入できるものであること。
- (7) 食品衛生法、消防法等の関係法令を遵守していること。

事業名：健康増進サービスの提供

1 概要

健康増進サービスの提供は、助成対象事業者が若手従業員の採用・定着を目的として、従業員のために健康増進に係るサービスを新たに提供する事業をいう。なお、新たな提供とは、別途募集要項で定める分類に基づき、同じ分類に属さないサービスを提供することをいう。

2 助成対象となる事業の要件

- (1) 助成対象事業者が、従業員の健康増進サービスを新たに提供（以下「健康増進サービスの提供」という。）し、その各費用の全部又は一部（各費用につき50%以上）を助成対象事業者が負担していること。
- (2) 若手従業員の採用・定着を目的として行われるものであること。
- (3) 助成対象事業者の主体的な取組により行われるものであること（ジムの利用補助等従業員が個人的に利用したものに対する補助は助成対象外）。
- (4) 健康増進サービスの提供場所は、都内の事業所とし、都内の事業所に勤務する従業員を対象とするものであること。
- (5) 法令等で事業者に義務付けられたものでないこと。
- (6) 事前エントリー日から起算して1年前の日から本文第16条第1項及び第4項の規定による支給申請日まで継続して都内事業所で行っておらず、かつ、当該支給決定日以後に新たに健康増進に係るサービス提供事業者と契約を締結するものであること。ただし、助成対象期間が1年を超える場合において、1年目の支給決定日以後又は2年目の支給決定日以後に、それぞれ本助成金の助成対象事業として契約中のサービスについては、この限りでない。
- (7) 設備等を導入する場合は、配線設備や給排水設備の新設・撤去等、大規模な建築工事を伴わずに導入できるものであること。